



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年3月25日金曜日 第293号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則.....	(総合政策課) ...	152
愛媛県毒物劇物取扱者試験規則の一部を改正する規則.....	(薬務衛生課) ...	153
児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則.....	(子育て支援課) ...	155
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則.....	(産業創出課) ...	158

告 示

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	159
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	160
指定医療機関の辞退.....	(") ...	160
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	(") ...	160
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(") ...	160
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(") ...	160
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更.....	(") ...	161
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	(") ...	161
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(") ...	161
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の休止の届出.....	(") ...	161
指定介護機関(居宅介護事業者)の休止の届出.....	(") ...	162
指定介護機関(介護予防事業者)の休止の届出.....	(") ...	162
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(") ...	162
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	(") ...	162
指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課) ...	162
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	163
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(") ...	163
地籍調査事業計画の公表.....	(農政課) ...	164
地籍調査の成果の認証.....	(") ...	164
河川整備基本方針の策定.....	(河川課) ...	164
河川整備計画の策定(2件).....	(") ...	165
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(砂防課) ...	165
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除.....	(") ...	165
基本測量の実施の通知(3件).....	(道路維持課) ...	165
公共測量の実施の通知.....	(") ...	166
基本測量の終了の通知.....	(") ...	166
公共測量の終了の通知(2件).....	(") ...	166
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(2件).....	(都市計画課) ...	166
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	(会計課) ...	166
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	(") ...	166
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	167
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(") ...	172
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	173
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	173
道路の区域変更(一般国道378号).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	174
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線).....	(") ...	174
道路の区域変更(").....	(") ...	174
道路の区域変更(県道佐田岬三崎線).....	(") ...	174
道路の供用開始(").....	(") ...	175
道路の供用開始(").....	(") ...	175
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線).....	(") ...	175
道路の供用開始(").....	(") ...	175
道路の区域変更(県道大瀬川中線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	175
道路の供用開始(").....	(") ...	176

道路の供用開始（一般国道380号）.....（ " ）... 176
 道路の区域変更（県道宇和高山線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 176
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 176
 道路の区域変更（一般国道378号）.....（ " ）... 177
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 177

公 告

愛媛県新予算編成総合システム等構築プロジェクト推進支援業務.....（財政課）... 177

公営企業公告

脳神経外科手術顕微鏡の購入.....（公営企業管理局総務課）... 178

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第7号

愛媛県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職務発明等に関する規則（平成12年愛媛県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（実施補償金の支払）</p> <p>第10条 県は、第6条の規定により承継した特許を受ける権利等又は特許権等（当該特許を受ける権利等により取得した特許権等を含む。以下この項において同じ。）の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者の請求により、毎年1月1日から12月31日までの当該収入の実績に応じ、翌年5月31日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の実施補償金を支払うものとする。</p> <p>(1) 県が当該特許を受ける権利等又は特許権等に係る発明等の実施を許諾して収入を得た場合 当該収入の額を次に掲げる金額に区分し、当該区分された金額にそれぞれ次に定める率を乗じて得た金額の合計額</p> <p>ア 500万円以下の金額 100分の50</p> <p>イ 500万円を超え1,000万円以下の金額 100分の40</p> <p>ウ 1,000万円を超え5,000万円以下の金額 100分の30</p> <p>エ 5,000万円を超える金額 100分の20</p> <p>(2) 県が当該特許を受ける権利等又は特許権等を処分して収入を得た場合 当該収入の額の100分の50に相当する額</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号（第4条関係） 発明届</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省略</p> </div> <p>様式第3号（第6条関係） 譲渡書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> </div>	<p>（実施補償金の支払）</p> <p>第10条 県は、第6条の規定により承継した特許を受ける権利等又は特許権等（当該特許を受ける権利等により取得した特許権等を含む。以下この項において同じ。）の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者の請求により、毎年1月1日から12月31日までの当該収入の実績に応じ、翌年5月31日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額 _____ の実施補償金を支払うものとする。</p> <p>(1) 県が当該特許を受ける権利等又は特許権等に係る発明等の実施を許諾して収入を得た場合 当該収入の額を次に掲げる金額に区分し、当該区分された金額にそれぞれ次に定める率を乗じて得た金額の合計額</p> <p>ア 30万円 以下の金額 100分の30</p> <p>イ 30万円を超え50万円 _____ 以下の金額 100分の20</p> <p>ウ 50万円を超え100万円 _____ 以下の金額 100分の10</p> <p>エ 100万円 を超える金額 100分の5</p> <p>(2) 県が当該特許を受ける権利等又は特許権等を処分して収入を得た場合 当該収入の額の100分の30に相当する額</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号（第4条関係） 発明届</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ㊟</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省略</p> </div> <p>様式第3号（第6条関係） 譲渡書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> </div>

氏名	—
省略	
省略	

様式第4号(第7条関係) 特許出願等届

氏名	—
省略	
省略	

様式第5号(第15条関係) 不服申出書

氏名	—
省略	
省略	
省略	

氏名	㊟
省略	
省略	

様式第4号(第7条関係) 特許出願等届

氏名	㊟
省略	
省略	

様式第5号(第15条関係) 不服申出書

氏名	㊟
省略	
省略	
省略	

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県職員の職務発明等に関する規則第10条第1項第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日以後に県が愛媛県職員の職務発明等に関する規則第6条の規定により承継する特許を受ける権利等又は特許権等について適用し、同日前に県が同条の規定により承継した特許を受ける権利等又は特許権等については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第8号

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則の一部を改正する規則

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則(昭和26年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(試験職員)</p> <p>第1条 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号_____)第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験(以下「試験」という。)に関する事務を処理させるため、次の職員を置く。</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(受験手続)</p> <p>第5条 試験を受けようとする者は、毒物劇物取扱者試験受験願書(第1号様式)を住所地_____の保健所長(松山市の区域にあつては、中予保健所長。以下同じ。)を経て、知事に提出しなければならない。ただし、県外居住者は、直接知事に提出しなければならない。</p>	<p>(試験職員)</p> <p>第1条 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験(以下「試験」という。)に関する事務を処理させるため、次の職員を置く。</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(受験欠格者)</p> <p>第5条 <u>次に掲げる者は、この試験を受けることができない。</u></p> <p>(1) <u>精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者</u></p> <p>(3) <u>毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者</u></p> <p>(受験手続)</p> <p>第6条 試験を受けようとする者は、毒物劇物取扱者試験受験願書(第1号様式)に次に掲げる書類及び所定の受験手数料を添えて、住所地の保健所長(松山市の区域にあつては、中予保健所長。以下同じ。)を経て、知事に提出しなければならない。ただし、県外居住者は、直接知事に提出しなければならない。</p>

2 省略

(合格基準)

第6条 試験の合格基準は、60パーセント以上の成績であることとする。ただし、当該試験の課目のいずれかに40パーセント未満の成績があるときは、不合格とする。

第7条 省略

(試験合格者)

第8条 省略

2 知事は、前項の規定により合格を決定された者(以下「試験合格者」という。)に対して

_____、第2号様式による合格証書を交付する。

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

第1号様式(第5条関係) 毒物劇物取扱者試験受験願書

省略		省略
省略		写真貼付欄
省略		6箇月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の写真を貼ること。 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとすること。
省略		省略
省略		愛媛県収入証紙貼付欄
省略		受 付 印
省略		注意 事項
省略		_____の欄は、記入しないこと。

第2号様式(第8条関係) 省略

(1) 法第8条第2項第2号及び第3号に該当しない旨の医師の証明書 1通

(2) 写真(出願前6箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦36ミリメートル横24ミリメートルの大きさで上半身像のもの)

2 省略

3 第1項の規定により納入した手数料は、如何なる事由があつても返還しない。

(合格基準)

第7条 試験の採点は、筆記試験及び実地試験それぞれ1課目について100点満点とし、全課目60点以上の成績を得た者を合格とする。

第8条 省略

(試験合格者)

第9条 省略

2 _____前項の規定により合格を決定された者(以下「試験合格者」という。)については、その受験番号を愛媛県報に公告する

とともに、第2号様式による合格証書を交付する。

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第1号様式(第6条関係) 毒物劇物取扱者試験受験願書

省略		省略
省略		写真ちよう付欄
省略		6箇月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の写真を貼ること。 写真の大きさは、縦36ミリメートル、横24ミリメートルとすること。
省略		省略
欠 格 条 項	(1) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたことの有無(該当のものを _____ で囲むこと。)	有 ・ 無
	(2) (1)が有のときは、刑の執行終了年月日又は刑の執行を受けることがなくなつた日の年月日	年 月 日
省略		愛媛県収入証紙ちよう付欄
省略		受 付 印
省略		注意 事項
省略		1 _____の欄は、記入しないこと。 2 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第2項第2号及び第3号に該当しない旨の医師の証明書を添付すること。

第2号様式(第9条関係) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第9号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p data-bbox="196 629 268 658">附 則</p> <p data-bbox="140 1160 225 1189">3 省略</p> <p data-bbox="140 1196 368 1225">別表第1（第4条関係）</p> <p data-bbox="220 1232 692 1261">徴収金基準額表（児童養護施設等措置児童等用）</p> <table border="1" data-bbox="156 1267 762 2128"> <tr><td data-bbox="164 1279 754 1308">省略</td></tr> <tr><td data-bbox="164 1328 754 1357">備考</td></tr> <tr><td data-bbox="196 1364 320 1393">1～6 省略</td></tr> </table>	省略	備考	1～6 省略	<p data-bbox="873 629 944 658">附 則</p> <p data-bbox="809 665 1453 920">3 別表第1徴収金基準額の欄に規定する徴収金基準額（D14階層の徴収金基準額を除く。）は、措置児童等（助産施設又は母子生活支援施設に措置をしている者を除く。）の年齢が20歳以上の場合にあつては、同欄の規定にかかわらず、当分の間、B階層は零円とし、C階層及びD階層は同欄に掲げる金額の2分の1に相当する金額（この金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p data-bbox="809 927 1453 1144">4 別表第2に規定する徴収金基準額が重症心身障害児施設にあつては90,000円、その他の施設にあつては50,000円を超えるときは、同表の規定にかかわらず、当分の間、重症心身障害児施設にあつては90,000円、その他の施設にあつては50,000円を当該徴収金基準額とする。この場合において、別表第1注3中「別表第2」とあるのは、「別表第2及び附則第4項」とする。</p> <p data-bbox="809 1151 893 1180">5 省略</p> <p data-bbox="809 1187 1037 1216">別表第1（第4条関係）</p> <p data-bbox="887 1223 1359 1252">徴収金基準額表（児童養護施設等措置児童等用）</p> <table border="1" data-bbox="823 1258 1430 2128"> <tr><td data-bbox="831 1270 1422 1299">省略</td></tr> <tr><td data-bbox="831 1319 1422 1348">備考</td></tr> <tr><td data-bbox="863 1355 987 1384">1～6 省略</td></tr> <tr><td data-bbox="863 1391 1422 1800">7 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、所得割の額を算定する。この場合において、その者の前年（1月分から6月分までの徴収額の決定については、前々年とする。以下この7において同じ。）の所得（同項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは市町村民税非課税として取り扱い、同号の規定に該当しないときは当該者の所得から(1)又は(3)に該当するものにあつては26万円を、(2)に該当するものにあつては30万円を控除するものとする。</td></tr> <tr><td data-bbox="863 1807 1422 2128">(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。）に限る。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）</td></tr> </table>	省略	備考	1～6 省略	7 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、所得割の額を算定する。この場合において、その者の前年（1月分から6月分までの徴収額の決定については、前々年とする。以下この7において同じ。）の所得（同項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは市町村民税非課税として取り扱い、同号の規定に該当しないときは当該者の所得から(1)又は(3)に該当するものにあつては26万円を、(2)に該当するものにあつては30万円を控除するものとする。	(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。）に限る。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
省略									
備考									
1～6 省略									
省略									
備考									
1～6 省略									
7 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、所得割の額を算定する。この場合において、その者の前年（1月分から6月分までの徴収額の決定については、前々年とする。以下この7において同じ。）の所得（同項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは市町村民税非課税として取り扱い、同号の規定に該当しないときは当該者の所得から(1)又は(3)に該当するものにあつては26万円を、(2)に該当するものにあつては30万円を控除するものとする。									
(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。）に限る。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）									

7 省略

8 省略

9 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、市町村民税所得割の額が19,000円以下であるときは、この限りでない。

ア 省略

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じているときに、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、408,000円以上であるとき。

(2) 省略

10 省略

注 省略

別表第2（第4条関係）

徴収金基準額表（障害児入所施設等措置児童等用）

省略
備考
1・2 省略
3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
(1)～(3) 省略

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

8 省略

9 省略

10 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、市町村民税所得割の額が19,000円以下であるときは、この限りでない。

ア 省略

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じているときに、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 省略

11 省略

注 省略

別表第2（第4条関係）

徴収金基準額表（障害児入所施設等措置児童等用）

省略
備考
1・2 省略
3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
(1)～(3) 省略
(4) <u>地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男</u>

4～9 省略

注 省略

様式第4号(第6条関係) 徴収額減免申請書
(表)

省略	氏名	—
省略		
省略		

(裏) 省略

様式第6号(別表第1、別表第2関係) 生活困窮世帯認定申請書

省略	氏名	—
省略		
省略		

注 省略

子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

4～9 省略

注 省略

様式第4号(第6条関係) 徴収額減免申請書
(表)

省略	氏名	㊞
省略		
省略		

(裏) 省略

様式第6号(別表第1、別表第2関係) 生活困窮世帯認定申請書

省略	氏名	㊞
省略		
省略		

注 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(以下「新規規則」という。)別表第1及び別表第2の規定は、令和3年7月分以後の徴収額について適用し、同年6月分以前の徴収額については、なお従前の例による。

3 新規規則別表第1備考9の規定は、令和4年1月分以後の徴収額について適用する。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

4 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。 (1)～(43) 省略 (44) 省略 (45) 省略	申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。 (1)～(43) 省略 (44) 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)様式第4号及び様式第6号 (45) 省略 (46) 省略

(46) 省略
 (47) 省略
 (48) 省略
 (49) 省略
 (50) 省略
 (51) 省略
 (52) 省略
 (53) 省略
 (54) 省略
 (55) 省略
 (56) 省略
 (57) 省略
 (58) 省略
 (59) 省略
 (60) 省略
 (61) 省略
 (62) 省略
 (63) 省略
 (64) 省略
 (65) 省略
 (66) 省略
 (67) 省略
 (68) 省略
 (69) 省略
 (70) 省略
 (71) 省略
 (72) 省略
 (73) 省略
 (74) 省略
 (75) 省略
 (76) 省略
 (77) 省略
 (78) 省略

(47) 省略
 (48) 省略
 (49) 省略
 (50) 省略
 (51) 省略
 (52) 省略
 (53) 省略
 (54) 省略
 (55) 省略
 (56) 省略
 (57) 省略
 (58) 省略
 (59) 省略
 (60) 省略
 (61) 省略
 (62) 省略
 (63) 省略
 (64) 省略
 (65) 省略
 (66) 省略
 (67) 省略
 (68) 省略
 (69) 省略
 (70) 省略
 (71) 省略
 (72) 省略
 (73) 省略
 (74) 省略
 (75) 省略
 (76) 省略
 (77) 省略
 (78) 省略
 (79) 省略

○愛媛県規則第10号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使 用 料						使 用 料					
区分	種別	細 別	単位	金額	備考	区分	種別	細 別	単位	金額	備考
省略						省略					
食品 産業	食品 加工	1～34 省略				食品 産業	食品 加工	1～34 省略			
								<u>35 ヘッドスペースGC</u>	<u>1時間</u>	<u>880円</u>	

関係	用機 器			
	35 省略			
	36 省略			
	37 省略			
	38 省略			
	39 省略			
	40 省略			
	41 省略			
	42 省略			
	43 省略			
	44 省略			
	45 省略			
	46 省略			
	47 省略			
	48 省略			
	49 省略			
	50 省略			
	51 省略			
	52 省略			
	53 省略			
	54 省略			
	55 省略			
	56 省略			
	57 省略			
	58 省略			
	59 省略			
	60 省略			
	61 省略			
	62 省略			
	63 省略			
	64 省略			
	65 省略			
	66 ガスクロマトグラフ 質量分析計	1 時間	880円	
省略				

注 省略

手 数 料 省略

関係	用機 器	M S		
	36 省略			
	37 省略			
	38 省略			
	39 省略			
	40 省略			
	41 省略			
	42 省略			
	43 省略			
	44 省略			
	45 省略			
	46 省略			
	47 省略			
	48 省略			
	49 省略			
	50 省略			
	51 省略			
	52 省略			
	53 省略			
	54 省略			
	55 省略			
	56 省略			
	57 省略			
	58 省略			
	59 省略			
	60 省略			
	61 省略			
	62 省略			
	63 省略			
	64 省略			
	65 省略			
	66 省略			
省略				

注 省略

手 数 料 省略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きほくの里歯科医院	北宇和郡鬼北町大字近永1418番地72	令和4年1月1日
みんなの薬局 大町店	西条市大町1765-4-104	令和4年1月30日
ミライノ薬局いぶき店	四国中央市下柏町756-1	令和4年2月1日

○愛媛県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
宇都宮皮膚科医院	伊予市灘町40番地2	令和3年12月28日

きほくの里歯科医院	北宇和郡鬼北町大字近永1418番地72	令和3年12月31日
祖母井医院	大洲市中村390	令和4年1月18日

○愛媛県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
寺尾薬局	今治市常盤町三丁目2-8	令和2年4月1日

○愛媛県告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社こころ	新居浜市東田二丁目1385-1直野ビル2階東	訪問看護ステーション ひなた	新居浜市東田二丁目1385-1直野ビル2階東	令和4年1月8日
株式会社康臨丸	愛知県知多郡東浦町森岡字取手22番地の1	訪問看護ステーション和来さいじょう	西条市三津屋453-2 稲井ビル2F	令和4年2月1日

○愛媛県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 キングメディカル	新居浜市八幡二丁目5番6号	きんぐ調剤薬局八幡	新居浜市八幡二丁目5番6号	令和4年2月1日

○愛媛県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 キングメディカル	新居浜市八幡二丁目5番6号	きんぐ調剤薬局八幡	新居浜市八幡二丁目5番6号	令和4年2月1日

○愛媛県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から指定訪問看護事業等を行う事業所の名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	（変更後） 訪問看護ステーションせいきよう	新居浜市高津町3番20号	令和4年2月1日
		（変更前） 訪問看護ステーションたかつ		

○愛媛県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061	（変更後） 訪問看護ステーションせいきよう	新居浜市高津町3番20号	令和4年2月1日
		（変更前） 訪問看護ステーションたかつ		

○愛媛県告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を行う事業所の名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061	（変更後） 訪問看護ステーションせいきよう	新居浜市高津町3番20号	令和4年2月1日
		（変更前） 訪問看護ステーションたかつ		

○愛媛県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から指定訪問看護事業等を次のように休止した旨の届出があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	訪問看護ステーションそよ風さん	新居浜市萩生1061番地	令和4年2月1日
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	訪問看護リハステーション新田	新居浜市新田町一丁目9番9号	令和4年2月1日

○愛媛県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように休止した旨の届出があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061	訪問看護ステーションそよ風さん	新居浜市萩生1061	令和4年1月31日

○愛媛県告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように休止した旨の届出があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る介護予防事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061	訪問看護ステーションそよ風さん	新居浜市萩生1061	令和4年1月31日

○愛媛県告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町一丁目1番地5	J Aおちいまばり歯科診療所	今治市鐘場町一丁目2番地9	令和3年11月30日

○愛媛県告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町一丁目1番地5	J Aおちいまばり歯科診療所	今治市鐘場町一丁目2番地9	令和3年11月30日

○愛媛県告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
石川クリニック	四国中央市上分町732番地1	医療法人 健康会	四国中央市上分町732番地1	理事長 石川 繁一	精神通院医療	令和4年2月1日
中野クリニック	東温市志津川1577-1	医療法人 中野クリニック	東温市志津川1577-1	理事長 中野 敬	精神通院医療	令和4年3月1日
もより調剤薬局 北伊予店	伊予郡松前町出作540番地1	株式会社 アイネ	松山市此花町7番33号TMCビル1F	代表取締役 稲葉 健介	精神通院医療(薬局)	令和4年3月1日
アイン薬局 松山記念病院店	松山市美沢1丁目10番34号	株式会社西日本ファーマシー	香川県高松市宮脇町一丁目5番17号	代表取締役 武田 輝美	精神通院医療(薬局)	令和4年3月1日
ドラッグセイムス松山中央薬局	松山市中央1丁目10-18	株式会社西日本セイムス	宇和島市和豊町1211番地	代表取締役 天沼 信博	精神通院医療(薬局)	令和4年3月1日

○愛媛県告示第287号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村 時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス安城寺店
松山市安城寺町1552-1、1555、1556-1、1556-3、1564-1、1564-4、1551-1、1552-2
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年11月12日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,225.05平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
47台
イ 駐輪場の収容台数
10台

ウ 荷さばき施設の面積

27平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

9立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和4年3月11日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第288号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年3月25日

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
ドラッグコスモス土居田店	松山市土居田町263番1、264番1、265番1	大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称)ドラッグコスモス土居田店 松山市土居田町263番1、264番1、265番1	ドラッグコスモス土居田店 松山市土居田町263番1、264番1、265番1	令和4年3月5日	令和4年3月11日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第289号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和3年度の事業計画を、令和4年3月16日次のとおり定めた。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

大洲市	菅田第4計画区	令和4年3月31日まで	地籍調査
	菅田第5計画区	〃	〃
	菅田第6計画区	〃	〃
	菅田第7計画区	令和5年3月31日まで	〃
	宇津第7計画区	〃	〃
	菅田第8計画区	〃	〃
	宇津第8計画区	〃	〃

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	西垣生地区（南部）	令和4年3月31日まで	地籍調査
	西垣生地区（北部）	令和5年3月31日まで	〃
	玉谷地区	〃	〃
	東垣生地区	〃	〃
	神次郎地区	〃	〃
	福見川地区	〃	〃
宇和島市	下畑地の第11	令和4年3月31日まで	地籍調査
	高串の第7	〃	〃
	高串の第8	〃	〃
	下畑地の第12	令和5年3月31日まで	〃
	高串の第9	〃	〃
	高串の第10	〃	〃
	下畑地の第13	〃	〃
	高串の第11	〃	〃
八幡浜市	浜田町・大正町	令和5年3月31日まで	地籍調査
	日土町梶谷岡の一部	令和4年3月31日まで	〃
	本町・千代田町	〃	〃
	矢野町・神宮前・松谷の一部	令和5年3月31日まで	〃（概況調査含む）
	日土町1番耕地 松柏地区の一部	〃	地籍調査 〃（概況調査）
新居浜市	保土野の一部	令和4年3月31日まで	地籍調査
	庄内町の一部、久保田町の一部	〃	〃
	久保田町一丁目、久保田町二丁目	令和5年3月31日まで	〃
	保土野の一部第2	令和4年3月31日まで	〃
	八雲町	令和5年3月31日まで	〃（概況調査含む）
	泉宮町	〃	〃（概況調査含む）
一宮町一丁目、一宮町二丁目	〃	〃（概況調査）	

○愛媛県告示第290号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
松山市	西垣生地区（南部）	令和元年度から令和3年度まで	松山市（西垣生地区（南部））の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和4年3月25日

○愛媛県告示第291号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、品部川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、東予地方局建設部及び今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第292号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、東川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第293号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、惣川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、南予地方局建設部及び愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第294号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

Table with 6 columns: 土砂災害警戒区域 (Name, Designated Area, Cause), 土砂災害特別警戒区域 (Name, Designated Area, Cause), and Building Impact. Rows include areas like 仲組 381-81 and 岩川 381-82.

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、久万高原土木事務所及び久万高原町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

Table with 6 columns: 土砂災害警戒区域 (Name, Designated Area, Cause), 土砂災害特別警戒区域 (Name, Designated Area, Cause), and Building Impact. Rows include areas like 仲組 381-81, 岩川 381-82, and 落出第 384-90.

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、久万高原土木事務所及び久万高原町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第296号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第297号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報 修正）
2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第298号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
2 作業期間 令和4年4月26日から令和5年3月31日まで

- 3 作業地域 松山市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町

○愛媛県告示第299号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年3月20日から
令和4年6月30日まで
- 3 作業地域 愛媛県東温市牛洲

○愛媛県告示第300号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和3年4月20日から
令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市

○愛媛県告示第301号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、中予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第305号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
丹第 18号	西条市三芳1234番地2	指定金融機関 伊予銀行三芳支店	西条市三芳1234番地2	令和4年3月25日

○愛媛県告示第306号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年10月20日から
令和4年3月7日まで
- 3 作業地域 東温市（一部）

○愛媛県告示第302号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、中国四国農政局道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年9月1日から
令和4年3月4日まで
- 3 作業地域 西条市丹原町志川地内

○愛媛県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
伊第 16号	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場本庁舎内	えひめ中央農業協同組合砥部支 所（公金派出所）	売りさばき人氏名又は名称 えひめ中央農業協同組合砥部支所 （公金派出所）	売りさばき人氏名又は名称 えひめ中央農業協同組合宮内出張所 （公金派出所）	令和4年 3月26日

○愛媛県告示第307号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) D - 951 昇圧前気液分離器

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能力	処理ガス量1時間当たり100ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手4か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5～6 最大 4～7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 0

汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 1.51 最大 2.11
----------------------------	--------------------

特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）へ送液する。

(2) D - 952 吸込みスナツパ1

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能力	処理ガス量1時間当たり100ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手4か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5～6 最大 4～7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 0.05 最大 0.07	

特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）へ送液する。

(3) D - 962 インタークーラードレンタンク1

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能力	処理ガス量1時間当たり100ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手4か月後	

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.05 最大 0.07	

特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

(4) D - 953 吐出しスナッパ1

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能 力	処理ガス量1時間当たり100ノルマル立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手4か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.05 最大 0.07

特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

(5) D - 964 アフタークーラードレンタンク1

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能 力	処理ガス量1時間当たり100ノルマル立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手4か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.05 最大 0.07	

特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

(6) D - 954 吸出しスナッパ2

特定施設の種 類	政令別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能 力	処理ガス量1時間当たり30ノルマル立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手4か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.025 最大 0.03	

特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

(7) D-963 インタークーラードレンタンク2

特定施設の種類	政令別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能力	処理ガス量1時間当たり30ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手4か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.025 最大 0.03
------------------------	---------------------

特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

(8) D-953 吐出しスナツパ2

特定施設の種類	政令別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能力	処理ガス量1時間当たり30ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手4か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.025 最大 0.03	

特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

(9) D-965 アフタークーラードレンタンク2

特定施設の種類	政令別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能力	処理ガス量1時間当たり30ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手4か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~6 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0.025 最大 0.03

特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

(10) 2T-804 CO2洗浄塔

特定施設の種別	政令別表第1第37号 タ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	回収CO2量1日当たり30トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 6~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 100
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10,000 最大 13,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 180 最大 230

特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

(11) 凝集沈殿槽

特定施設の種別	政令別表第1第37号 ロ 分離施設	
特定施設の能力	処理スラリー量1日当たり420立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手24か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~9 最大 5~9
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,760 最大 2,760
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 7
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22,000 最大 22,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 315 最大 315

特定施設の汚水等は、酸素曝気式活性汚泥処理設備(OBT)へ送液する。

(12) 脱水機

特定施設の種別	政令別表第1第37号 ハ ろ過施設	
特定施設の能力	処理スラリー量1日当たり105立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手24か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
特定施設から排出される	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~9 最大 5~9

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 2,760 最大 2,760
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 7 最大 7
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 22,000 最大 22,000
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 105 最大 105

特定施設の汚水等は、酸素曝気式活性汚泥処理設備(OBT)へ送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	散気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 519.1 最大 1,242.1	通常 107.7 最大 184.2
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 491.6 最大 862.1	通常 24.2 最大 69.6
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 547.1 最大 717.6	通常 220.8 最大 240.9
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 25.8 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,810 最大 21,644	通常 17,810 最大 21,644
----------------------------	------------------------	------------------------

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 623.5 最大 1,162.6	通常 123.8 最大 287.7
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 239.5 最大 881.5	通常 17.6 最大 71.4
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 785.7 最大 1,500.2	通常 155.0 最大 212.3
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9.5 最大 31.9	通常 2.1 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 8,846 最大 10,432	通常 8,846 最大 10,432

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 16.0 最大 35.0

	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	28.7
		最大	70.0
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	28.4
		最大	100.0
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.61
		最大	3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	255.857
		最大	340.095

(2) 東総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常	6.6~8.7
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常	9.3
		最大	20.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	21.0
		最大	60.0
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	6.0
		最大	10.0
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.5
		最大	1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	17,174
		最大	33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第308号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第74号
- 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む)及び排出水の量(排水系統別の量を含む)

5 特定施設に関する事項

(1) NBT 新居浜総合排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常	108.3	通常	107.7
		最大	184.2	最大	184.2
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	24.3	通常	24.2
		最大	69.6	最大	69.6
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	222.2	通常	220.8
		最大	240.9	最大	240.9
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	17,701	通常	17,810
		最大	21,397	最大	21,644

(2) OBT 酸素曝気式活性汚泥処理施設

		変 更 前		変 更 後	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常	135.0	通常	123.8
		最大	287.7	最大	287.7
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	19.1	通常	17.6
		最大	71.4	最大	71.4
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	169.1	通常	155.0
		最大	212.3	最大	212.3
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	2.3	通常	2.1
		最大	5.4	最大	5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	8,109	通常	8,846
		最大	9,695	最大	10,432

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT 新居浜総合排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 521.8 最大 1,242.1	通常 108.3 最大 184.2	通常 519.1 最大 1,242.1	通常 107.7 最大 184.2
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 494.4 最大 862.1	通常 24.3 最大 69.6	通常 491.6 最大 862.1	通常 24.2 最大 69.6
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 550.4 最大 717.6	通常 222.2 最大 240.9	通常 547.1 最大 717.6	通常 220.8 最大 240.9

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 26.0 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5	通常 25.8 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,701 最大 21,397	通常 17,701 最大 21,397	通常 17,810 最大 21,644	通常 17,810 最大 21,644

(2) OBT 酸素曝気式活性汚泥処理施設

		変更前		変更後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルに つきミリグ ラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7	通常 623.5 最大 1,162.6	通常 123.8 最大 287.7
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4	通常 239.5 最大 881.5	通常 17.6 最大 71.4
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3	通常 785.7 最大 1,500.2	通常 155.0 最大 212.3
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4	通常 9.5 最大 31.9	通常 2.1 最大 5.4
	シアン化合 物(単位 1リットル につきミ リグラム)	通常 1.0 最大 1.7	通常 0.2 最大 0.3	通常 0.9 最大 1.7	通常 0.2 最大 0.3
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,846 最大 10,432	通常 8,846 最大 10,432

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
西総合排水口(既設)

汚水等の汚 染状態の値	項目	変更前		変更後	
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルに つきミリグ ラム)	通常 15.7 最大 35.0		通常 16.0 最大 35.0	

○愛媛県告示第310号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年3月25日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
3中局建(開)第38号 令和4年3月15日	伊予市宮下字竹ノ宮229番3	松山市南吉田町1749番地1 グレイス南吉田A102号 海田 奨 吾

○愛媛県告示第311号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年3月25日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 28.7 最大 69.0	通常 28.7 最大 70.0
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 27.5 最大 100.0	通常 28.4 最大 100.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.60 最大 3.00	通常 0.61 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 255,005 最大 339,105	通常 255,857 最大 340,095

備考 この他に雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第309号

東温市志津川土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市志津川土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 東温市志津川泊土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和4年3月28日から令和4年4月22日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
3中局建(開)第39号 令和4年3月16日	伊予市下吾川字鳥ノ木231番3、231番8	伊予市下吾川231番地3 岡崎俊憲

○愛媛県告示第312号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	378号	八幡浜市真網代甲272番地4から 同市真網代乙15番地1まで	旧	メートル 3.7~9.3	キロメートル 0.196	
			新	0	0	一部廃止

○愛媛県告示第313号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	八幡浜市保内町広早359番4地先から 同町広早75番1地先まで	旧	メートル 7.2~23.6	キロメートル 0.221	
		八幡浜市保内町広早359番1から 同町広早75番1地先まで	新	12.2~34.9	0.221	

○愛媛県告示第314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦750番5から 同町亀浦199番地先まで	旧	メートル 4.0~20.6	キロメートル 0.536	
			新	0	0	一部廃止

○愛媛県告示第315号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野1464番2地先から 同町串1番5地先まで	旧	メートル 3.3~61.6	キロメートル 2.822	
		西宇和郡伊方町正野1461番1地先から 同町串195番2地先まで	新	6.2~214.0	2.505	

○愛媛県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野1461番1地先から 同町串195番2地先まで	令和4年3月25日

○愛媛県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎4765番3地先から 同町三崎4713番地先まで	令和4年3月25日

○愛媛県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町釜木295番1地先から 同町釜木297番2地先まで	旧	メートル 6.6~12.8	キロメートル 0.071	
		西宇和郡伊方町釜木295番3地先から 同町釜木297番2地先まで	新	17.0~35.3	0.071	

○愛媛県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町釜木295番3地先から 同町釜木297番2地先まで	令和4年3月25日

○愛媛県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町川中906番7から 同町川中906番6まで	旧	メートル 4.0～7.1	キロメートル 0.027	
			新	4.0～8.6	0.027	
"	"	喜多郡内子町川中904番2	旧	4.0～4.5	0.037	
			新	4.5～14.5	0.037	

○愛媛県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町川中906番7から 同町川中906番6まで	令和4年3月25日
"	"	喜多郡内子町川中904番2	"

○愛媛県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町大平312番2から 同町大平429番4まで	令和4年3月25日

○愛媛県告示第323号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和高山線	西予市明浜町高山乙1014番5から 同町高山乙1013番3まで	旧	メートル 3.7～6.4	キロメートル 0.066	
		西予市明浜町高山乙1014番5から 同町高山乙1013番3まで	新	11.9～26.9	0.066	

○愛媛県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和高山線	西予市明浜町高山乙1014番5から 同町高山乙1013番3まで	令和4年3月25日

○愛媛県告示第325号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	378号	西予市明浜町田之浜乙452番1地先から 同町田之浜乙449番8地先まで	旧	メートル 6.8~19.8	キロメートル 0.084	
		西予市明浜町田之浜乙451番8から 同町田之浜乙449番8まで	新	9.8~47.4	0.084	
"	"	西予市明浜町宮野浦甲310番7地先から 同町宮野浦甲9番6地先まで	旧	4.8~19.7	0.104	
		西予市明浜町宮野浦乙1番7から 同町宮野浦甲9番6まで	新	4.8~56.3	0.104	

○愛媛県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市明浜町田之浜乙451番8から 同町田之浜乙449番8まで	令和4年3月25日
"	"	西予市明浜町宮野浦乙1番7から 同町宮野浦甲9番6まで	"

公 告

○公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県新予算編成総合システム等構築プロジェクト推進支援業務

(2) 業務内容

愛媛県新予算編成総合システム等構築プロジェクト推進支援業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 業務計画

スケジュール及び進捗管理の妥当性

イ 事業内容

プロジェクトの運営管理及び進捗管理の妥当性、新システム構築と一体的に行う業務改革手法の妥当性、新システム構築のための機能要件整理等の支援の妥当性、その他システム構築準備等への支援の妥当性

ウ 業務の実施体制

1で示した業務と同種若しくは類似の実績、配置予定管理者の実績及び実施体制

エ 追加提案

新たな技術等の追加提案の妥当性

オ コスト

業務コストの経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県総務部行財政改革局財政課財政改革グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2190

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和4年3月25日(金)から4月11日(月)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年4月11日(月)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年5月13日(金)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県総務部行財政改革局財政課財政改革グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2190

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Project management support for constructing new budgeting system of Ehime Prefecture , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 11 April 2022
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. , 13 May 2022

(3) For further inquiries relating to the proposal , please contact: Financial Reform Section , Financial Affairs Division , Administrative and Financial Reform Subdepartment , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2190

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年3月25日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 入札に付する事項

(1) 件名

脳神経外科手術顕微鏡の購入

(2) 購入物品名及び数量

脳神経外科手術顕微鏡 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和4年9月8日(木)

(5) 納入場所

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 1000 内線4623
又は(089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限
令和4年5月9日（月）午前9時から同月11日（水）午後1時29分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和4年5月11日（水）午後1時30分
愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和4年4月22日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者

が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Microscope for neurosurgery, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 11 May 2022
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794